

一般社団法人特殊鋼倶楽部 競争法コンプライアンス規程

第1章 総則

(目的)

第1条 一般社団法人特殊鋼倶楽部（以下「倶楽部」という。）は、倶楽部における活動が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律及び諸外国の競争法（以下、併せて「競争法」という。）に抵触することなく、また競争法上の疑義をもたれることもなく、日本の特殊鋼業の発展に寄与するために行われることを目的とし、本規程を定める。

(禁止行為)

第2条 倶楽部の事務局役職員及び会員は、倶楽部の活動を通して、競争法に抵触する行為を行ってはならない。

(適用範囲)

第3条 本規程は、倶楽部におけるすべての活動に適用される。

(責任者及び担当部署)

第4条 倶楽部の競争法コンプライアンスに係わる業務は、専務理事が総括し、統括部が所掌する。

(規程の改廃)

第5条 本規程の改廃は、理事会の決議による。

第2章 統計情報

(統計情報の収集・管理・提供)

第6条 統計情報の収集・管理・提供業務（以下「統計業務」という。）は、倶楽部により指名された事務局の役職員又は会員各社とは無関係の第三者機関のみが行うものとし、会員の役職員は行わないものとする。

2 統計業務に携わる事務局役職員は、倶楽部が会員から収集した情報が外部に流出しないよう厳重な情報管理を行うものとする。

(統計情報の内容)

第7条 倶楽部が、会員に対して、競争の重要な手段に係る統計情報を提供する場合は、競争法上の問題を惹起することのないよう、以下の情報に限り提供するものとする。

- ① 収集から比較的短時間で提供する速報性の高い情報については、概括的かつ具体的な個社情報の特定及び抽出ができなくなる程度に集合化した情報のみを提供する。
- ② 個社情報を含む情報については、競争法上適切な一定期間経過した過去の情報のみを提供するものとする。ただし、会員が一般に公開した情報で誰もが容易に収集できるものについては、この限りでない。

第3章 会議の運営

(会議の内容)

第8条 倶楽部事務局及び会員各社は、倶楽部における委員会等の会議（以下「会議」という。総会、理事会、委員会、委員会分科会その他倶楽部における会員によって構成されるすべての協議体を含む。以下同じ。）において競争法上問題となるおそれのある議論及び意見交換等を行わないものとする。

2 会議の開催にあたっては、倶楽部事務局はその目的に照らし競争法上問題となるおそれのあるものでないことを確認するものとする。参加する会員も、競争法上問題がない会合であることを確認し、参加する。

(会議の出席者)

第9条 会議においては、倶楽部事務局または会員の役職員から議事進行を司る議長を定めるものとする。

2 会議には、原則として、倶楽部事務局の役員もしくは職員が出席するものとする。

(議題、資料の事前確認)

第10条 議長及び委員会に出席する倶楽部事務局は、会議において予定される議題及び配布される資料について、会議の開催に先立ち、競争法上問題となるおそれのある内容が含まれていないことを確認するものとする。

(競争法上問題となるおそれのある場合の措置)

第11条 会議において、競争法上問題となるおそれのある話題に及んだときには、議長は、発言者に発言をやめるよう注意するものとする。

2 前項にもかかわらず、発言者が競争法上問題となるおそれのある発言をやめない場合は、議長は、以下のすべて措置を講じるものとする。

- ① 議事録への記載
- ② 会議の閉会
- ③ 事務局のコンプライアンス担当部署への報告

(倶楽部事務局役職員の役割)

第12条 会議に出席する倶楽部事務局の役職員は、参加者の発言が競争法上問題となるおそれがあると判断するときは、議長に対して発言者に注意するよう促すなど、議長の議事進行を補助するものとする。

(懇親会等)

第13条 倶楽部が参加者相互及び事務局役職員との懇親を目的とした会合（以下「懇親会」という。）を開催する場合には、原則として、事務局の役員もしくは職員が出席するものとする。

2 懇親会又はこれに類する社交的活動においても、競争法上問題となるおそれのある話題に及んだときには、事務局の役職員は、発言者に発言の中止を求め、中止されない場合は、懇親会等を終了させるものとする。

(議事録の作成及び管理)

第14条 会議に出席した事務局の役職員は、議事録を作成し、事務局のコンプライアンス担当部署にその写しを提出するものとする。

2 やむを得ぬ事情により、事務局の役員職員が会議に出席しなかった場合には、当該会議の議長が議事録作成者に指名した者が議事録を作成し事務局の主管部署に提出するものとする。

3 会議の議事録は、事務局が別に定める「文書取扱規程」の定めに基づき保管、管理する。

第4章 教育・研修

(事務局役職員に対する研修)

第15条 倶楽部は、以下の点を認識し、事務局の役職員に対して競争法コンプライアンスに関する研修を必要に応じ実施し、各人の知識向上に努める。

① 倶楽部の活動は、競合会社が接触する機会を提供することが多く、競争法上のリスクを常に有していること。

② 事務局役職員は倶楽部の活動が競争法に抵触しないようコンプライアンス意識を高く持ち、会員の個別具体的行為について適法性の観点から意見を表すべき立場たることを期待されていること。

2 前項の研修は、役職員に対応して、外部セミナーの活用や外部の有識者を招聘する等、その実効性を高める工夫するものとする。

(会員への周知徹底)

第16条 倶楽部は、本規程をホームページに公開し、会員への周知徹底を図るものとする。

第5章 罰則等

(罰則)

第17条 事務局の役職員が本規程に違反する行為を行った場合には、就業規則に従って懲戒する。

(再発防止)

第18条 本規程に違反又は違反するおそれのある事態が発生した場合、倶楽部は、その原因について調査・分析を行い、適切な再発防止策を講じるものとする。

附則

この規程は、平成26年4月1日より施行する。